

県教委、対県確定交渉残課題、「出生サポート休暇・通勤手当」の拡充を通知

不妊治療(出生サポート)休暇の付与日数大幅拡充
通勤手当の特別加算について支給要件を緩和

県教委は1月27日、昨秋の対県確定交渉で拡充すると回答していた「通勤手当の特別加算」について、これまで支給要件の一つとしてきた「勤務地の異動」という要件を削除すると説明しました。この改定により、介護や結婚等で通勤に60km以上又は90分以上になった場合等も特別加算額が支給されるようになります。

また、同日、「出生サポート休暇の付与日数」についても、人事委員会規則の変更が完了し、付与日数の拡充についても正式に通知を下りました。これまで5日だった付与日数を12日にし、体外受精や顕微授精のような特別な治療の場合はさらに5日付与されるという大幅な拡充になります。その詳しい内容は以下の通りです。

通勤手当の特別加算の要件の緩和について

現在、「勤務地の異動に伴い、通勤が60km以上又は90分以上になった職員が、新幹線や高速道路を利用する場合、1か月あたり3万円を上限にして2分の1の額を保障する」制度の支給要件である「勤務地の異動に伴い」を削除。この改定により、異動だけでなく介護や結婚等の理由で60km以上又は90分以上になった場合等も支給できるようになる。

令和4年度		令和5年度	
対象職員	通勤地を異にする異動等に伴い、通勤に新幹線・高速道路を利用することが必要になった職員等	対象職員	通勤地を異にする異動等に伴い、 勤務地の異動に伴い (削除)通勤に新幹線・高速道路を利用することが必要になった職員等
手当額	1か月あたりの特急料金・高速道路料金の1/2の額を加算(ただし上限は3万円)	手当額	1か月あたりの特急料金・高速道路料金の1/2の額を加算(ただし上限は3万円)

※通常の方法で通勤距離60km以上、又は通勤時間が90分以上の条件は必要

※令和5年4月1日実施

※正式な通知は2月議会で条例が改正されてから事務所を通じて行う。

出生サポート休暇の付与日数の拡充について

職員の不妊治療のための特別休暇(出生サポート休暇)の取得期間の拡大
改正内容(取得期間の拡大)

現行	改定
一の年において5日(体外受精又は顕微授精にかかるものである場合にあっては、10日)の範囲内において必要と認められる期間	一の年において12日(体外受精又は顕微授精にかかるものである場合にあっては、17日)の範囲内において必要と認められる期間

※取得単位 1日、半日又は1時間

※給与 支給(減額されない)

※取得に係る申立書は不要

※会計年度任用職員も対象(ただし23時間15分以上)

※令和5年1月1日実施



ご不明な点は、兵庫教組書記局へお問い合わせください。